

第2章 計画策定の趣旨

1. 計画の位置付け

- 本府では、昭和58（1983）年、全国に先駆けて大阪府地域福祉推進計画（ファインプラン）を策定し、「参加する福祉（参加と連帯による福祉社会づくり）」、「総合的な福祉（生活基盤整備のシステム化）」、「在宅福祉（ノーマライゼーションの実現）」の3つを柱に、身近な地域で支え合い、ともに生きる福祉を進めてきました。その後、このファインプランの理念は、福祉の対象者別計画に受け継がれ、これらの計画に基づき、現在まで地域福祉の推進に取り組んできたところです。
- 本計画は、ファインプランの理念を継承・発展させつつ、大阪府社会福祉審議会答申「これからの地域福祉のあり方とその推進方策について」を踏まえ、平成15（2003）年4月施行の社会福祉法第108条に基づく「地域福祉支援計画」として策定するもので、市町村の地域福祉の推進を通して、広域的な見地から、大阪の地域福祉の水準を高めていくための指針となるものです。

2. 計画の役割

- これからの地域福祉は、住民に身近な市町村が地域の実情に応じて、地域住民や民間団体等と協働し生活関連分野の施策とも連携しながら、一人ひとりのニーズに応じた総合的なサービスを柔軟に展開できる体制や制度などの仕組みを確立していくことが必要です。
- このような地域福祉の実現に向けて、本計画は次のような役割を担います。

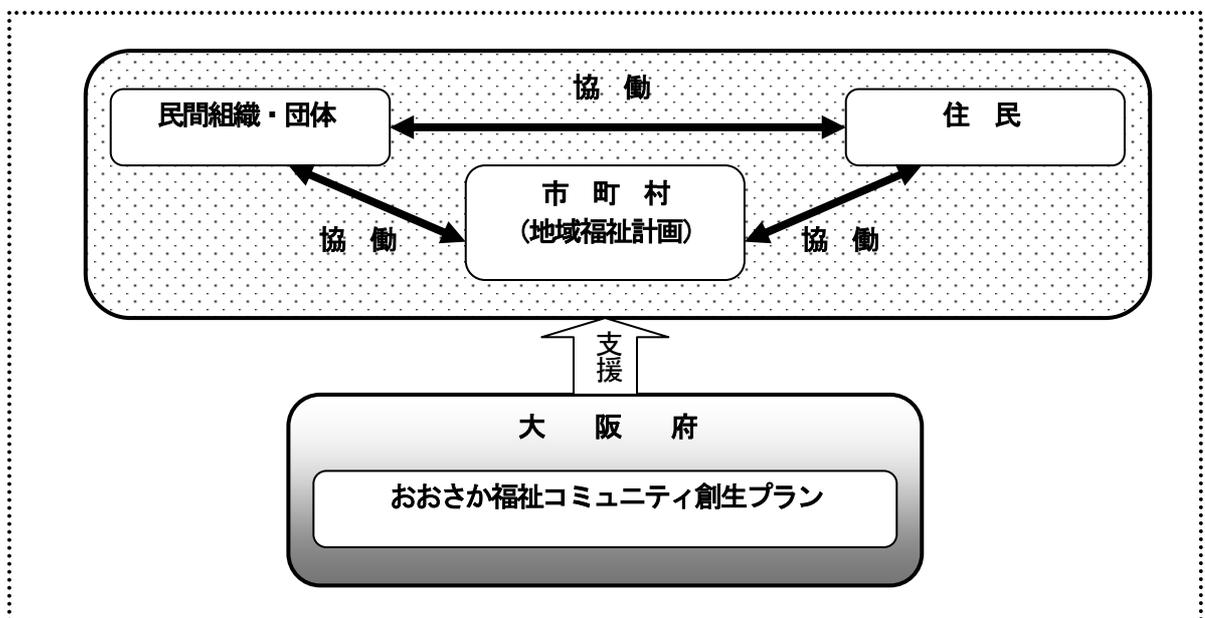
(1) 分権時代にふさわしい府と市町村の関係の構築

- 地域福祉を推進していくには、まず、利用者のニーズにきめ細かく対応

できるサービスが確保され、それをコーディネートする機能が住民に身近なところに用意されている必要があります。そういう意味でも、「地方分権一括法」が施行され、地域住民の生活と密接に関わる分野については、原則として、地域住民に最も身近な市町村が中心となることから、地域福祉において市町村の果たす役割が一層重要となっています。また、府は、広域的視点からの調整や補完といった府域トータルで行うべきことを担うなど、広域自治体としての役割を十分果たしていく必要があります。

- 本計画では、基礎自治体である市町村と広域自治体である府が、それぞれの役割を果たしつつ、互いに連携する関係を構築し、市町村が地域住民等と協働して、その創意と工夫による地域福祉を計画的・主体的に推進できるよう支援する役割を担います。

イ メ ー ジ



大阪府の役割

■ 府域のサービス水準の確保に向けた広域的取組み

- (例) ▶ 各種計画に基づくサービス基盤の着実な整備
- ▶ 福祉サービスに関する第三者評価システムの構築 等

■ 市町村だけでは対応が困難な高度・専門的なサービスの提供とサポート

- (例) ▶ 大阪後見支援センター等における専門相談
- ▶ 福祉サービスに関する苦情解決体制の整備 等

■ 市町村・民間活動の促進に向けた環境整備

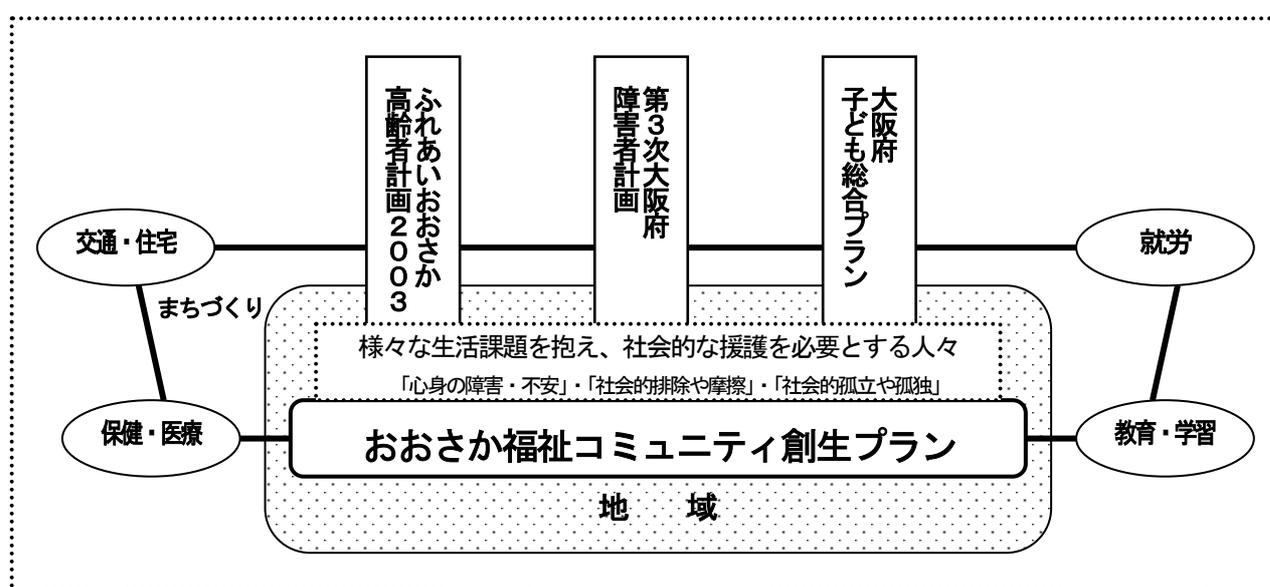
- (例) ▶ 先導的・先駆的な施策・事業の支援・評価と普及・促進
- ▶ 大学等教育機関や職能団体等との連携体制の構築 等

(2) 地域での総合的な自立支援施策の展開支援

- 本計画は、地域を基盤において健康福祉施策が総合的・横断的に展開される仕組みを構築するとともに、保健・医療・福祉と教育・学習、就労、交通・住宅など生活関連分野の取組みとをつなぎ、福祉でまちづくりを推進する市町村の取組みを支援する役割を果たします。
- なお、本府では、「ふれあいおおさか高齢者計画2003（大阪府高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画）」、「第3次大阪府障害者計画」、「大阪府子ども総合プラン」の3計画に加え、「健康おおさか21」や「大阪府保健医療計画」など、分野別の計画を策定し、その推進を図っています。これらの計画では、それぞれの分野での施策展開の基本方向をはじめ、基盤

整備やサービスの目標量、具体的な施策・事業などを示しており、地域における取組みを高めることやその支援方策についても定めています。本計画は、3計画を横断的に結び、「健康おおさか21」や「大阪府保健医療計画」等と連携しながら一層効果的・効率的な福祉社会づくりが可能となるよう、地域での施策の総合化やネットワーク化に向けた指針となるものです。

イメージ



3. 計画の期間

- 本計画の期間については、他の福祉関係計画の見直しや、福祉をはじめ生活関連分野における社会情勢の変化の早さなどを考慮し、平成15（2003）年度から平成19（2007）年度までの5年間とします。
- 計画期間の中間年である平成17（2005）年度を目途に、市町村地域福祉計画の策定状況等を踏まえ、必要な点検・見直しを行います。

[参 考]

ふれあいおおさか高齢者計画 2003：平成15（2003）年度～平成19（2007）年度

第3次大阪府障害者計画：平成15（2003）年度～平成24（2012）年度

大阪府子ども総合プラン：平成14（2002）年度から概ね10年間